

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十一号

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則（平成二十四年七月奈良県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表服飾ビジネス科の項及びオフィスビジネス科の項を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。